

令和2年10月8日
港湾局産業港湾課
海事局外航課

再びクルーズを安心して受け入れる環境を整えるため、 感染拡大防止に寄与する事業を支援します

国土交通省では、上質かつ多様な寄港地観光の促進等に対する補助事業の公募を開始します。

ただし、令和2年9月18日に「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ(国土交通省海事局・港湾局)」(以下「中間とりまとめ」という)及び「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(初版)(公益社団法人 日本港湾協会)」(以下「港湾ガイドライン」という)等が公表されたことを踏まえて、再びクルーズを安心して受け入れる環境を整えるため、新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与する事業に限ります。

1. 背景・目的

クルーズ船については、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、我が国への国際クルーズ船の寄港がゼロとなるなど、大変厳しい状況が続いているところです。

今後は、令和2年7月17日の「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)において、「(略)各国との人的交流が回復するまでの時間を活用して、(略)上質なサービスを求める旅行者に対応したコンテンツづくり等も戦略的に進める」などとされていることも踏まえ、反転攻勢に転じるための基盤の整備を行い、観光産業の回復と体質強化を図ることが必要です。

このため、上質かつ多様な寄港地観光の促進等に対する補助事業について支援します。ただし、「中間とりまとめ」や「港湾ガイドライン」も踏まえ、再びクルーズを安心して受け入れる環境を整えるため、感染拡大防止に寄与する事業に限ります。

※募集要領等の関連資料: https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000287.html

2. 補助対象事業

(1) 上質かつ多様な寄港地観光の促進

- ①クルーズの寄港地ツアーの魅力向上
- ②地方発着モデルクルーズの実施

(2) クルーズ船の更なる寄港促進

- 船舶航行の安全性の検証

※いずれも感染拡大防止に寄与する事業に限ります。

3. 補助対象経費

添付資料及び募集要領をご覧ください。

4. 補助対象事業者

(1) 上質かつ多様な寄港地観光の促進

- ・クルーズ振興のための地域の協議会等[※]
- ・地方公共団体(港務局含む)

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認められた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体(港務局含む)
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局(北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む)
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者(観光地域づくり法人(DMO)含む)

(2) クルーズ船の更なる寄港促進について

- ・地方公共団体(港務局含む)

5. 応募方法

募集要領を確認いただき、申請書に必要事項を記入し提出して下さい。

6. 応募受付期間

令和2年10月8日(木)～令和2年10月29日(木)17:00(必着)

7. 応募書類の提出先

最寄りの地方整備局、地方運輸局等へ提出して下さい。詳細は募集要領をご確認下さい。

8. 応募書類の提出方法

持参又は郵送(書類書留に限る)により提出して下さい。

【問い合わせ先】

○2. 補助対象事業(1)①及び(2)について

国土交通省港湾局産業港湾課 邊見、大崎(内線 46424、46422)
(直通) 03-5253-8672

○2. 補助対象事業(1)②について

国土交通省海事局外航課 西中、牧(内線 43352、43366)
(直通) 03-5253-8619